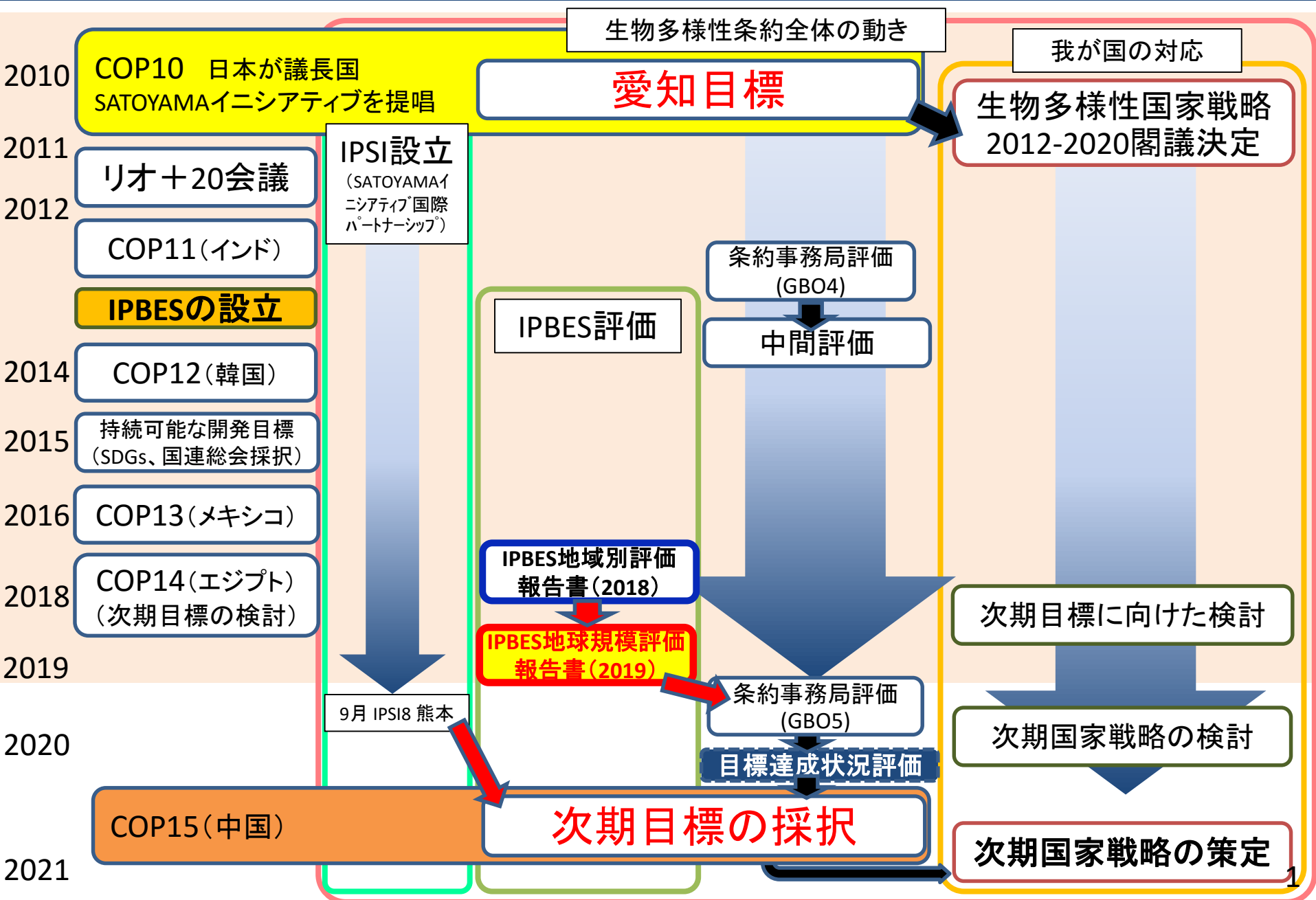


生物多様性に関する最近の国際動向

- ① CBD-COP14
- ② IPBES地球規模アセス報告書概要
- ③ G7環境大臣会合概要
- ④ G20関係閣僚会合概要

令和元年6月20日
環境省自然環境局

地球規模の次期生物多様性目標(ポスト2020目標)との関連



① CBD-COP14の結果概要

生物多様性条約COP14について

日程:2018年11月17日(土)-29日(木)

【ハイレベルセグメント会合:11月14日(水)、15日(木)】

場所:エジプト シャルム・エル・シェイク

会議テーマ:人間と地球のための生物多様性への投資

“Investing in biodiversity for people and planet”

主要議題:

- 2020年以降の新たな世界目標(愛知目標の次の目標)の検討プロセス
- エネルギー・鉱業、インフラ分野、製造・加工業及び健康分野における生物多様性の主流化
- 保護地域及びその他の地域的な生物多様性の保全手段

城内環境副大臣を代表とし、環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省から担当者が参加。

経済界から二宮経団連自然保護協議会長(損保ジャパン日本興亜会長)をはじめとする企業代表者、NGO、研究者等が参加



Cited from
<https://4travel.jp/travelogue/10255786>

生物多様性の主流化(議題22)

【決定の内容】(Decision 14/3)

エネルギー分野、鉱業、インフラ分野、製造業及び加工業における主流化が、生物多様性の損失を食い止め、戦略計画やSDGsの達成にあたり不可欠であることを強調した上で、以下の内容を含む決定が採択された。

- 締約国等に対し、生物多様性の主流化に関する措置を奨励
 - 戦略的環境アセスメント等のツールを通じ、関連セクターにおける投資に関する上流での意思決定に生物多様性等の保全や持続可能な利用等のためのアプローチを含めること(パラ13(b))
 - 環境影響評価やプロジェクト融資にかかる金融機関等の意思決定への主流化に関する優良事例の適用(13(c))
 - 効果的なインセンティブの付与、ビジネスセクターへの生物多様性への依存と影響の報告の要請、ボランティアな情報公開の強化等(13(f),(i))
- 国際開発銀行やビジネスセクター等に対し、関連セクターにおける投資に係る意思決定について、生物多様性の保全やセーフガード措置等の実施や優良事例の増加等を招請(15)
- 主流化の長期的な戦略的アプローチの確立を決定した上で、同アプローチについて事務局長等に助言を提供する非公式諮問グループの設置を決定(17, 18)

【日本の貢献】

生物多様性に貢献するビジネスセクターに対し、「ESG投資」を呼び込んでいく必要性について発言。投資家等への情報提供に必要な指標等を作成していくことを決定に盛り込んだ(16(b))。

2020年以降の新たな世界目標の検討プロセス(議題17)

【COP14で新たに決定されたプロセス】

✓ 地域ワークショップの開催

※アジア太平洋地域ワークショップを1月に愛知県名古屋市で開催

(全地域を通じて第一回目のワークショップ)

✓ 国際ワークショップ、テーマ別ワークショップ等の開催

✓ 政府等の多様な主体が参画するワーキンググループ(OEWG)の開催(2回以上開催)ワーキンググループ議長2名(先進国(カナダ)及び途上国(ウガンダ))選出

✓ ハイレベルパネルの設立

※詳細なスケジュール等は、ワーキンググループの議長が事務局等と協議して今後決定

【関連するスケジュール(予定)】

○IPBES地球規模アセス報告書(2019年5月)

○科学技術及び条約の実施に関する補助機関会合(2019年10月、2020年5月)

○地球規模生物多様性概況(愛知目標達成評価)第5版(GB05)(2020年5月)

※OEWGが数回開催される見込み

○第15回締約国会議(COP15)の開催・ポスト2020目標の採択(2020年10月)

ビジネスと生物多様性フォーラム

■開催概要

開催日11/14(水)～15(金)

テーマ:人と地球のための生物多様性への投資(生物多様性保全のために学んだ教訓を共有し、ビジネスセクター内の行動を促進する)

出席者:経済分野のビジネスリーダー等

■議論された主なテーマ

14日(水)

○COP13以降の取組等の棚卸し

味の素:木村毅 常務執行役員

○パラレルセッション

・エネルギー分野の主流化

・製造業および加工業の主流化

サラヤ:更家悠介 社長

電機・電子4団体 環境戦略連絡会

生物多様性WG:宮本育昌

・インフラ分野での主流化

・鉱業の主流化

15日(木)

○パラレルセッション

・主流化のツール

・パートナーシップと

効果的なエンゲージメント

経団連自然保護協議会 二宮雅也会長

・財務と投資

・イノベーションと起業家精神

○2020年以降のビジネスエンゲージメント

※赤字は日本企業登壇者

■概要

- ・事業活動は、持続可能な消費と生産パターンへ移行することで、企業にとって大きな利益をもたらす可能性があり、主要経済分野における新しいビジネスモデルを開発するための重要な機会を生み出すことができることなど、事業活動と生物多様性の関係について議論。
- ・2020年以降の生物多様性の枠組みについて、生物多様性を保全するための既存の優良事例も参考に、具体的に対応出来るようにするべきであることなどがまとめられた。

(参考)日本企業の発表概要

経団連自然保護協議会 二宮雅也 会長
(損保ジャパン日本興亜 会長)

【発表概要】

- 2018年10月に改訂した「経団連生物多様性宣言」に経営者の責務等を明記。
- 会員企業に対するアンケート結果から主流化の取組が進捗。行動指針等の作成状況
26%(2009)→65%(2018)
情報開示(生物多様性)の状況
46%(2009)→81%(2018)



サラヤ 更家悠介 社長

【発表概要】

- 洗剤の原材料には認証材を使用。
- アブラヤシ農園から原材料を調達して販売している洗剤の売り上げの1%を原料調達地の熱帯雨林や生物多様性の保全活動に支援。
- エジプトの砂漠緑化事業に出資。



味の素 木村毅 常務執行役員

【発言概要】

- 風味調味料「ほんだし」の原料となるカツオを持続可能に利用するために、カツオの標識漂流調査によりカツオの生態を把握。その情報をカツオ漁業関係者に積極的に共有。
- 企業敷地内における絶滅危惧種等の生態調査。



電機・電子4団体 環境戦略連絡会

生物多様性WG 宮本育昌
(富士ゼロックス 環境推進グループ長)

【発表概要】

- 事業者向けの初歩的な生物多様性保全活動の手引き(Let's Try Biodiversity/LTB)を作成し業界内の取組を支援



UNDB-DAY

■開催概要

開催日: 11/19(月) 10:00~17:00

主催者: 生物多様性条約事務局(SCBD)、国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)

目的: ①COP14の議論への貢献と、愛知ターゲットの実施の行動加速。

②COP15を見据え、生物多様性条約に基づく取組に貢献。

出席者: 国内外の行政、経済界、NGO、ユース等幅広い分野のセクター(約60名程度)が出席

■構成・概要

第1部 愛知目標の達成に向けた主流化促進施策・優良事例の紹介(これまでの取組)

パート1: UNDB推進のメカニズム/イニシアティブの取組

・UNDB-Jの普及啓発活動(取組の考え方、MY行動宣言等)の紹介【IUCN-J: 道家氏】

・優秀な取組を表彰する制度(MIDORI賞)等の紹介【イオン環境財団: 星田氏】

パート2: 主流化の担い手であるステークホルダー(個別団体)の取組

・業界団体向けの初歩的な生物多様性保全活動の手引きを紹介【電子・電機4団体生物多様性WG: 土田氏】

第2部 2020年に向けたラストスパート(残り2年の取組)

・経済団体の主流化の進捗状況、及び企業の取組をより一層するために企業向けの宣言の紹介

【経団連自然保護協議会: 石原氏】

第3部 愛知目標からポスト2020年目標へ自然との共生を目指して2021~2030になすべきこと。(ポスト2020年について)

・SDGsとポスト2020目標は統合(分割不可能)されるべき、科学的知見に基づく世界的な見通しを立てることの必要性について言及。【国連大学: 武内氏】

※赤字は日本人登壇者

■まとめ

- ・生物多様性保全のためのHowlについて多くの学びがあった。今日共有したような10年の教訓を、さらにスケールアップすることが必要。(マルコ・ランベルティーニWWF事務局長)
- ・8年間の成果と2020年の展望について、多くの刺激をもたらす機会を共催できて光栄。残り2年間更なる活動を展開し、COP15で再度UNDB-DAYイベントを実施できることを期待。(アインズワース CBD事務局)

(参考)第3部(ポスト2020年について)の概要(UNDB-DAY)

■ 武内和彦(国連大学サステナビリティ高等研究所)

最終的な目標は、人間と自然との間に、より強固なつながりを作り出すための世界的な見通しを立てること。そのために、生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム(IPBES)の評価プロセスと協力して、参加国が「自然資本と生態系サービスの予測と評価(PANCES)」についてもっと学ぶことを提案。



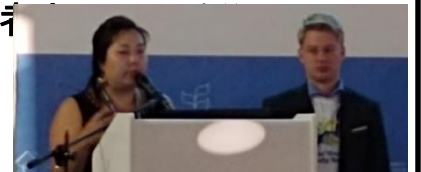
■ Günter Mitlacher(WWF(世界自然保護基金)ドイツ)

10カ国における生物多様性意識調査の結果、「生物多様性」は、主に「生き物の多様性」と理解されており、生息地と生態系も含めた概念として理解してもらうことの必要性を強調。生物多様性を食料、大気、水などの資源と関連づけ、ライフスタイルの大きな変化を目指すことの重要性を説明。



■ Melina Sakiyama, Christian Schwarzer(GYBN(グローバル生物多様性若手))

2020年以降の生物多様性の枠組みは「終点」ではなく、「はじまり」。ポスト2020年の枠組みは、ボトムアップ方式で構築する必要があり、最も基本的な行動は効果的な実施を確保することであると強調。



■ David Ainsworth(CBD(生物多様性条約)事務局)

自然に対する慈しみを喚起することを目的とした取り組みを紹介。自然との関わりが小さい人々は自然を守る可能性が低い。人と自然をより深く結びつけるには、健康、高齢者、地域計画等の側面からコミュニケーションをとることを推奨。



■ Xu Jing, Zou Yueyu(FECO(対外経済協力室)中国)

次のCOPが中国で開催されることから、2020年以降の生物多様性枠組みが中国の優先課題であると強調。世界のロールモデルとなる生態文明社会(ecological civilizations)の構築、経験の共有、世界に強固なメッセージを送ることができる集团的リーダーシップの確保などの重要な目標を有している。



②IPBES地球規模アセス報告書概要

IPBESの概要

- 正式名称

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間
科学－政策プラットフォーム

Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity
and Ecosystem Services

- 組織形態

独立した政府間組織(参加国が設立)

- 目的

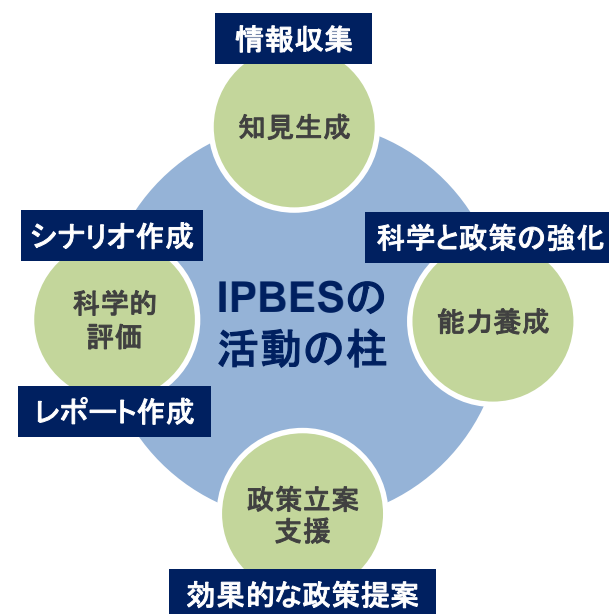
生物多様性や生態系サービス※の現状や変化を
科学的にアセスメントし、政策提言を含む報告書
を作成 (生物多様性版のIPCC)

※ 生態系サービスとは、「自然からの恵み」であり、供給(食料、燃料、水など)、調節(気候、土壌保全、病害虫抑制など)、文化(精神的、審美的価値など)、基盤(土壌形成、光合成など)の4分類で説明される。

- 実施方法

アセスメントのテーマ※ごとに公募で選出された
世界レベルの自然科学者・社会科学者等が、既
存の論文等の知見を集約

※ 例えば、土地劣化と再生など



IPBESの実施するアセスメントの実施状況

完成したもの

- 2016:
- 生物多様性・生態系サービスのシナリオ・モデルの方法論のアセスメント報告書(シナリオ(仮定的状況)とモデル(現象の関係性を簡略化して表したもの)による将来予測の有用性・使い方を評価)
 - 花粉媒介・食料生産に関するアセスメント報告書
(野生動植物種の多くがミツバチ等の花粉媒介に頼っているが、その出現頻度や多様性が低下している地域があること等を評価)
- 2018:
- 生物多様性・生態系サービスに関する地域別アセスメント報告書
(アジア・オセアニア地域では森林面積に増加傾向が見られる一方で海洋の生物多様性が劣化している状況等を評価)
 - 土地劣化と再生に関するアセスメント報告書
(人間活動による陸地の劣化が人々の福利に悪影響を与えていること等を評価)
- 2019:
- 生物多様性・生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書

今後開始されるもの(完成予定年)

- 2022:
- 自然とその恵みに関する多様な価値評価に関する方法論のアセスメント報告書
 - 野生種の持続可能な利用に関するアセスメント報告書
- 2023:
- 侵略的外来種に関するアセスメント報告書

「地球規模アセスメント」のポイント

1. 自然がもたらすものは世界的に劣化している。
2. 自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速している。
 - 直接的な要因は、大きい順に①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入。
 - これらの直接的な要因は、①生産・消費パターン、②人口動態、③貿易、④技術革新、⑤地域から世界的な規模でのガバナンスなどの間接的要因の影響を受けている。
3. このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容 (transformative change)により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性がある。
4. 社会変容 (transformative change)を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。

③G7環境大臣会合概要

G7メッス環境大臣会合の結果について

開催概要

日時：令和元年5月5日(日)～6日(月)

場所：フランス・メッス

参加国：G7各国、EU及び招聘国の関係閣僚



主な成果

- 本会合の成果物として、議論の内容をまとめた[コミュニケ](#)、及びG7等の生物多様性に対する今後の取組をまとめた「[生物多様性憲章](#)」を採択。
- 原田大臣から、我が国の取組として以下を発信
生物多様性について、我が国発の「[地域循環共生圏](#)」作りや「[SATOYAMAイニシアティブ](#)」を通じて気候変動対策との一体的な対策を進めていること。また、2010年に合意した[愛知目標](#)の下での取組が更に[発展・継続](#)するよう、新たな世界目標の議論に積極的に貢献すること。

コミュニケ パラ45 (要約)

・生態系保全と食料生産等の生産活動の統合的な取組みにより、生計や食料生産の向上、自然災害の防止、経済発展や健全な環境作りに資することを奨励。その観点から、[保全と生産活動を推進するイニシアティブ](#)の意義を認識。

→この部分は、[SATOYAMAイニシアティブ](#)を指している。

G7メッス環境大臣会合の結果について

生物多様性憲章の概要(下線は環境省による)

我々、G7の環境閣僚は、(中略)、以下決定する。

1. 生物多様性の損失を止め、生物多様性を尊重し、保全し、回復し、賢明に利用する努力を加速する。そのために、現在の生物多様性戦略、方針及び行動計画を強化改善し、その実行水準を上げ、また個々や共同での速やかな生物多様性の行動のための新規の意欲的で実現可能なコミットメントを行う。(後略)
2. 他の主体やステークホルダーの参画を奨励する。
 - 我々は、ステークホルダーが生物多様性に関するコミットメントを自主的に作成し、採択し、実施し、点検し、必要に応じた更新をすることを奨励する。
3. ポスト2020目標の策定と実施を支援する。(後略)

④G20関係閣僚会合概要

G20持続可能な成長のための エネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合



開催概要

日時：令和元年6月15日(土)～16日(日)

場所：長野県 軽井沢町

参加国：G20各国、EU及び招聘国の関係閣僚

共同議長：原田環境大臣・世耕経済産業大臣



主な成果

- ① イノベーションの加速化による環境と成長の好循環
- ② 資源効率性・海洋プラスチックごみ
- ③ 生態系を基盤とするアプローチを含む適応と強靱なインフラ

について議論を行い、成果文書として、議論の内容をまとめたコミュニケ及びその付随文書を20カ国・地域の同意により採択。

コミュニケにおいて、生態系を基盤とするアプローチに関する議論や取組みが、ポスト2020目標の検討に貢献しうることを確認。SATOYAMAイニシアティブもこれに資する施策として付随文書に掲載。